

下関市告示第201号
令和8年(2026年)4月1日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、本市の令和8年度における以下の内容に関して、令和8年度下関市一般廃棄物処理実施計画を定め、令和8年4月1日から適用する。

下関市長 前田 晋太郎

1. 令和8年度一般廃棄物発生見込み量
2. ごみ処理計画
3. 生活排水処理計画
4. ごみの排出抑制のための方策に関する事項
5. 一般廃棄物処理業の許可に関する事項
6. 広域処理に関する事項

令和8年度下関市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、本市の令和8年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1. 令和8年度一般廃棄物発生見込み量

区 分	総 量
ごみ	85,385 t
し尿及び浄化槽汚泥	55,677 k l

2. ごみ処理計画

1) 収集・運搬計画

① 発生するごみに関する事項

区 分	種 別	収集主体	収集回数	収集方法	搬入先	収集量	
収集 ごみ	燃やせるごみ	旧下関地区は、燃やせるごみ、びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び古紙の一部については委託業者、それ以外については直営 菊川地区・豊田地区・豊浦地区・豊北地区はすべて委託業者	週2回	指定ごみ袋によるステーション収集	奥山工場	35,944 t	
	資源 ごみ		びん・缶		月2回	下関市リサイクルプラザ	1,941 t
			ペットボトル		月2～5回	下関市リサイクルプラザ	595 t
			プラスチック製容器包装		週1回	下関市リサイクルプラザ	2,545 t
	古 紙		新聞紙	月2～3回	ステーション収集	契約業者の施設	3,617 t
			雑誌類				
			ダンボール				
	有害ごみ	区・豊浦地区・豊北地区はすべて委託業者	月2回	申込制戸別収集	下関市リサイクルプラザ	1,829 t	
	燃やせないごみ						
	粗大ごみ						
直接 搬入 ごみ	燃やせるごみ	市民若しくは事業者自らまたは許可業者	受付時間内随時	/	奥山工場若しくは吉母管理場またはクリーンセンター響	34,316 t	
	粗大ごみ等				1,240 t		
拠点 回収	使用済小型電子機器 特定品目（16分類）	市民自ら	受付時間内随時	/	下関市リサイクルプラザ、菊川・豊田・豊浦・豊北総合支所市民生活課、下関市役所本庁舎西棟1階、吉母管理場、奥山工場及びクリーンセンター響	15 t	

拠点回収	リチウムイオン充電電池等	市民自ら	受付時間 内随時		下関市リサイクルプラザ、 奥山工場、吉母管理場、ク リーンセンター響、環境部 クリーン推進課	5 t
	ボールペン等	市民自ら	受付時間 内随時		下関市リサイクルプラザ、 下関市役所本庁舎西棟1 階	0.06 t
	羽毛ふとん	市民自ら	受付時間 内随時		奥山工場	2 t

※クリーンセンター響に搬入されたごみのうち、燃やせるごみは奥山工場へ、びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、有害ごみ、燃やせないごみは下関市リサイクルプラザへそれぞれ中継搬送する。

② 集団回収

種 別	回収量
古紙類	2,052 t
古布類	2 t
金属類	103 t

③ 宅配回収（使用済小型電子機器）

平成29年7月27日に下関市とリネットジャパン（株）（現：リネットジャパンリサイクル（株））との連携と協力に関する協定を締結し、平成29年8月より宅配回収を開始。現段階では一般廃棄物処理事業実態調査要領上、宅配回収による回収量を①の「発生するごみに関する事項」には含めることができないため、別に見込み量を掲載することとする。

項目		単位	排出見込み量
宅配回収	使用済小型電子機器	t/年	5 t

④ 燃やせないごみ及び有害ごみの拠点回収実験

申込制戸別収集としている燃やせないごみ及び有害ごみは、月2回の収集のため、事前予約なしで、持ち込みを可能とする実験を行う。

【対象】 燃やせないごみ及び有害ごみ

【日時】 5月6日、8月11日、12月1日～12月29日の平日 9:00～12:00、13:00～15:00等

【回収場所】 リサイクルプラザ内等

項目		単位	排出見込み量
拠点回収	燃やせないごみ 有害ごみ	t/年	23 t

⑤ リユース品試験回収

通常はごみとして捨てられる物の中にも再利用できる【リユース品】があることに着目し、「まだ使える不要品」を無料回収して資源循環の実験を行う。

【対象】子育て関連用品、洋服・雑貨、食器・キッチン用品、工具（電動工具、農機具）、家電

【日時】8月14日、12月13日、3月13日の9：00～12：00

【回収場所】リサイクルプラザ啓発棟横駐車場

項目		単位	排出見込み量
拠点回収	燃やせるごみ	t/年	6 t
	燃やせないごみ 等		

⑥ ガラスびん・金属製のふたの無料分別回収実験

リサイクル率の向上のため、無料でガラスびん（色別）及び金属製のふたの分別回収実験を行う。

【対象】すべてのガラスびん（茶色、透明、乳白色、その他の色）、びん・缶の金属製のふた、はずれたプルタブ

【日時】平日9：00～16：00

【回収場所】リサイクルプラザ管理棟1階

項目		単位	排出見込み量
拠点回収	びん	t/年	2 t
	燃やせないごみ		

⑦ 市民の協力義務等

ステーション収集するごみは、種別ごとに定められた収集日時に下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成17年規則第164号。以下「規則」という。）別表第1に定めるとおりに排出すること。

戸別収集するごみは、規則第10条に定める方法により、規則別表第2及び第2の2のとおり排出すること。

⑧ 事業者の協力義務等

事業系一般廃棄物については、下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成17年条例第198号。以下「条例」という。）第4条に規定する事業者の責務を遵守し、廃棄物を処理する際には条例第16条の規定に従い、なるべく再生利用を図る等、その減量に努め、自ら処理またはその処理を委託しなければならない。

資源化できる古紙類については、できる限り再資源化業者に引き渡しリサイクルしなければならない。

⑥ 処理除外物

区 分	適用品目例	収 集	搬 入	処理方法		
有害性のある物	アスベスト含有物	×	×	販売店または専門業者へ処理を相談し、適正に処理すること。		
危険性のある物	注射針	×	×			
	劇薬、農薬	×	×			
	廃酸、廃アルカリ	×	×			
引火性のある物	火薬類	×	×			
	ガスボンベ類	×	×			
	石油類	×	×			
	塗料	×	×			
	トナー（トナーカートリッジ）	×	×			
著しく悪臭を発する物	汚物類、ふん尿等	×	×		便槽に投入するまたは浄化槽や下水道により適切に処理すること。	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物	×	×	販売店または専門業者へ処理を相談し、適正に処理すること。		
	P C B使用部品等	×	×			
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生ずる物	オルガン（電子オルガン含む）	×	×			
	ピアノ（電子ピアノ含む）	×	×			
	温水器	×	×			
	ソーラーパネル	×	×			
	フロンガス含有物	×	×			
	農機具類	×	×			
	電動ベッド、シニアカー	×	×			
	グラスウール（断熱材等）	×	×			
	ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	×	×			
	概ね 50 kg以上の物	×	○	自らまたは許可業者に委託して処理施設に搬入すること。		
	引越し等に伴い発生した大量の廃棄物や放置された廃棄物	×	○			
社会通念上「ごみ」として認識されていない物	仏壇、仏具、神具、墓石等	×	×	販売店または専門業者へ処理を相談し、適正に処理すること。		
リサイクル制度のある物	特定家庭用機器	ユニット型エアコンディショナー	○	×	特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 9 条に規定する小売業者に引取りを求める、または同法第 17 条に規定する指定引取場所に自ら若しくは許可業者に委託して搬入すること。	
		テレビ（ブラウン管式、液晶式及び有機 E L 式並びにプラズマ式）	○	×		
		電気冷蔵庫、電気冷凍庫	○	×		
	電気洗濯機、衣類乾燥機	○	×			
	自動車	自動車	×	×	法第 9 条の 9 第 1 項の認定を受けた製造事業者等が行うリサイクルシステムに基づき、適正に処理すること。	
		自動車純正部品（エアバッグ類）	×	×		
		フロンガス含有品（自動車純正部品）	×	×		
	二輪車	オートバイ	×	×		パーソナルコンピュータについては、回収ボックスによる回収及び宅配回収のみ行う。
		原動機付自転車	×	×		
	その他	F R P 船	×	×		
		消火器	×	×		
		パーソナルコンピュータ	×	×		
		ボタン電池、コイン電池 B R ・ C R 以外	×	×		
	タイヤ	タイヤ	×	×	関連業界による処理ルートが確立されているため、販売店または専門業者へ処理を相談し、適正に処理すること。	

注 1) 収集における○は収集可能なもの、搬入における○は搬入可能なものを表す。

注 2) 上表適用品目例以外ののものであっても、条例第 2 1 条第 1 項各号に該当する廃棄物については、市が行う処理の対象としない。

2) 中間処理計画

① 中間処理施設 (直営)

【施設概要】

施設区分	名 称	所在地	処理方式	処理能力
焼却施設 (粗大ごみ)	奥山工場	下関市大字井田字桑木 10378 番地	全連続燃焼式ストーカ炉 破碎	180 t / 日 1 基 170 t / 日 1 基 125 t / 日
資源ごみ・粗大ごみ 処理施設	下関市リサイクルプラザ	下関市古屋町一丁目 18 番 1 号	選別・圧縮梱包 選別・破碎 選別	びん・缶 26.01 t / 日 ペットボトル 1.75 t / 日 プラスチック製容器包装 21.54 t / 日 不燃・粗大 40.75 t / 日 古紙その他 23.20 t / 日
	クリーンセンター響	下関市豊浦町大字宇賀 13528 番地 12	破碎	木くず 50.9 t / 日

【処理概要】

奥山工場では、燃やせるごみや再資源化残渣などの可燃性ごみの焼却処理を行い、生じる焼却灰(主灰・飛灰)は委託処理によりセメント原料として再生利用する。

下関市リサイクルプラザでは、資源ごみ(収集古紙は除く。)、有害ごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの中間処理を行い、再資源化可能物を売却または処理委託する。

クリーンセンター響では、豊浦・豊北地区の燃やせるごみ、資源ごみ、有害ごみ、燃やせないごみ、粗大ごみを受け入れ、このうち燃やせるごみについては奥山工場へ、古紙を除く資源ごみ、有害ごみ及び燃やせないごみについては、下関市リサイクルプラザに中継搬送し、古紙については売却する。粗大ごみは、選別・解体を行い再資源化可能物は売却または委託処理し、可燃物は奥山工場に搬送する。

施設名称	搬入量		残渣発生量	残渣処分方法
奥山工場	直営収集(委託を含む)	32,522 t	9,113 t	セメント原料化・埋立処分
	自己搬入・許可業者	31,115 t		
	クリーンセンター響中継搬送分	6,018 t		
下関市リサイクルプラザ	直営収集(委託を含む)	6,252 t	3,202 t	埋立処分・焼却処分
	クリーンセンター響中継搬送分	484 t		
クリーンセンター響	委託収集	518 t	137 t	埋立処分・焼却処分
	自己搬入・許可業者	184 t		

② その他

収集ごみのうち、旧下関地区・菊川地区・豊田地区から排出される古紙については契約業者の施設に直接搬入する。(豊浦地区・豊北地区排出分についてはクリーンセンター響に搬入。)

種 別	搬入量
古紙 ※契約業者施設直接搬入分 (新聞紙、雑誌類、ダンボール)	3,273 t

使用済小型電子機器については「使用済小型家電無料回収ボックス」を設置しており、下関市リサイクルプラザ、奥山工場、吉母管理場、下関市役所本庁舎、クリーンセンター響、菊川・豊田・豊浦・豊北総合支所市民生活課に持込まれた廃棄物を選別の上、認定事業者、障害者就労施設等に引き渡し再資源化する。

3) 最終処分計画

【施設概要】

処理主体	市	市
所在地	下関市大字吉母字舟頭 10332 番地 1	下関市豊浦町大字字賀 13528 番地 12
処分場名	吉母管理場	クリーンセンター響
埋立面積	59,100 m ²	6,600 m ²
全体容量	1,273,200 m ³	49,500 m ³
残余容量	223,902 m ³	9,650 m ³
埋立方式	サンドイッチ埋立方式	サンドイッチ埋立方式
排水処理	接触ばっ気+凝集沈殿法+ろ過+活性炭吸着	凝集沈殿法
粗大ごみ処理	破碎 廃プラスチック	破碎 廃プラスチック、廃木材

【処理概要】

吉母管理場及びクリーンセンター響に搬入された不燃性ごみは、選別、解体、破碎処理を適時行い、可燃性ごみ、再資源化可能物、再資源化不適物に選別したうえで、可燃性ごみについては奥山工場へ搬送、再資源化可能物は売却または処理委託、再資源化不適物については埋立処分する。

吉母管理場では、奥山工場の焼却不適物及び焼却灰をセメント原料化する際の不適物残渣、並びに、下関市リサイクルプラザの再資源化残渣の埋立処理も行う。

処分場名	吉母管理場		クリーンセンター響	
埋立量	自己搬入・許可業者	1,056 t	直営収集(委託)・ 自己搬入・許可	137 t
	残渣	1,724 t	業者・残渣	

4) 資源化計画

種 別	処理主体	資源化量
スチール缶	契約業者	150 t
アルミ缶		331 t
破碎鉄		194 t
破碎アルミ		31 t
アルミ屑・鉄屑・雑線・その他（有害ごみ等）		785 t
使用済小型電子機器	認定事業者	
ガラス（無色）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第21条に規定される指定法人 （公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）	42 t
ガラス（茶色）		269 t
ガラス（その他）		137 t
ペットボトル		446 t
プラスチック製容器包装		2,081 t
新聞紙	契約業者	1,593 t
雑誌類		798 t
ダンボール		1,064 t
セメント原料化	委託業者	9,122 t

3. 生活排水処理計画

1) 処理区分別人口等

区分		区域	処理人口	備考
水洗化人口	浄化槽	集合処理施設処理区域以外	15,669人	
	公共下水道処理区域	公共下水道処理区域	194,899人	※①
	集落排水処理区域	集落排水処理施設処理区域	5,570人	※②
	水洗化人口 計		216,138人	
非水洗化人口	みなし浄化槽	新規設置は原則認めない	17,600人	
	汲み取り便槽		4,503人	
	自家処理		160人	
	非水洗化人口 計		22,262人	
合 計			238,401人	

※①処理区：筋ヶ浜、彦島、山陰、山陽、川棚小串、豊北、豊田

※②処理区：蓋井島、大野、菊川中央、上田部、檜崎、吉賀、大河内、白滝、角島尾山

2) 収集・運搬計画

① 旧下関地区

区 分	収集主体	搬入先	収集量
し尿	委託業者	彦島工場	2,020kl
浄化槽汚泥	一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業 許可業者		26,958kl

② 菊川・豊田・豊浦・豊北地区

区 分	収集主体	搬入先	収集量
し尿	許可業者	彦島工場 (中継搬送)	2,998kl
浄化槽汚泥	一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業 許可業者		19,068kl
農業集落排水処理 施設汚泥	委託業者	処理委託業者または彦島工 場 (中継搬送)	4,631kl

③ 中継施設

施設区分	名 称	所在地	種類	貯留能力
中継貯留槽	石原し尿貯留槽	下関市大字石原字上河原 34-4	し尿	90kl
	清末し尿貯留槽	下関市大字清末字新田地先	し尿	40kl
	前田し尿貯留槽	下関市前田一丁目 10-4	し尿	8kl
	菊川中間貯留槽	下関市菊川町大字西中山 437-2	し尿及び浄化槽汚泥	30kl
	豊田中間貯留槽	下関市豊田町大字八道 395-7	し尿及び浄化槽汚泥	30kl
	豊浦中間貯留槽	下関市豊浦町大字宇賀 3703-4	し尿及び浄化槽汚泥	30kl
	豊北中継貯留槽	下関市豊北町大字神田 11636	し尿及び浄化槽汚泥	320kl

3) 中間処理・最終処分計画

① 下関全域

【施設概要】

施設区分	名 称	所在地	処理方式	処理能力
汚泥再生処理センター	彦島工場	下関市彦島福浦町一丁目 28 番 31 号	固液分離・希釈放流方式	198k1/日

【処理概要】

施設名称	処理量		再生利用物等		
			残渣発生量		再生処理・処分方法
彦島工場	し尿	5,019k1	1,024 t	【内訳】 脱水汚泥 981 t (し渣含む)	奥山工場の助燃剤として利用
	浄化槽汚泥等 (一部農集汚泥含む)	46,148k1			
					沈渣 43 t

② その他

農業集落排水処理施設（大野地区、菊川中央地区、上田部地区、檜崎地区、吉賀地区、大河内地区、白滝地区、角島尾山地区）から発生する汚泥（4,631k1）については、民間施設及び彦島工場で処理する。

施設区分	し尿処理量	浄化槽汚泥 処 理 量	農業集落排水 汚 泥 処 理 量	合計
彦島工場	5,019k1	46,027k1	121k1	51,167k1
民間施設	—	—	4,510k1	4,510k1

4) 浄化槽設置の推進

生活排水の処理については、公共下水道や集落排水処理施設等が整備されていない地域で浄化槽の設置を推進する。また、みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進する。

5) 市民・事業者の協力義務等

浄化槽については、処理機能の低下などにより水環境に悪影響を与えることがないように、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び下関市浄化槽の設置等に関する指導要綱に基づき、適正に維持管理すること。

4. ごみの発生抑制のための方策に関する事項

1) ごみの発生抑制に向けた取組の推進

項目	施策
循環型社会の形成に関する情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理実績、リサイクル技術の動向、3R関連情報などの収集と提供 ・各種メディアを活用した情報提供 ・地域レベルでの説明会やイベントなどの開催
普及・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会への人材派遣や資料・情報の提供など支援の実施 ・年齢等に応じた学習機会の提供、支援 ・教育機関との連携による環境教育の実施と学習教材の開発等 ・ごみダイエット・リサイクル出前講座の実施等環境学習に対する支援 ・ごみ処理施設見学の実施 ・リサイクルプラザ等での体験や学習の推進 ・環境美化活動への支援
3R運動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「4つのR」の推進に取り組んだ市民・団体の表彰 ・リサイクルプラザを活用した再利用、再生利用の促進 ・リユース食器の利用促進 ・リユース推進のための施策の検討 ・資源ごみ等の店頭回収促進の広報
生ごみ・食品ロスの削減対策	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化容器購入費の助成制度の充実 ・生ごみ堆肥化容器の効果的な利用方法等の積極的な情報提供 ・生ごみの資源化の推進 ・食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の資源化の普及 ・やまぐち食べきっちよる運動の推進 ・やまぐち3きっちよる運動の推進 ・フードバンクポストの設置場所の周知
事業系ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の業種、業態に応じた情報提供 ・中小事業所に対する3R関連情報の提供 ・排出者責任や拡大生産者責任の考え方の普及 ・大規模事業所が策定する廃棄物減量計画への指導・助言 ・事業所ごみの適正排出・分別排出指導 ・しものせき事業系一般廃棄物ごみ出しガイドの配布 ・処理困難物の生産者責任による回収と適正処理の推進 ・事業系ごみのごみ質分析、排出実態調査を実施
協働体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザなど環境について学習や実践活動ができる場の提供 ・市民・事業者が利用しやすいリサイクルプラザ等普及啓発施設の運営 ・意見交換会など環境について市民・事業者と協議できる機会の拡大 ・情報や人材の提供など地域や職場での環境活動を促進できる側面的な支援 ・ワークショップや審議会等の開催による市民参加の促進 ・ボランティアスタッフの事業参加や市民活動団体への事業委託等施策の担い手としての市民参加の推進 ・パブリックコメントの実施 ・説明スタッフの養成など受入体制の充実 ・クリーンアップ推進員の協力による分別の徹底
経済的手法などの検討・導入	<ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制に効果のある費用負担の検討 ・市民、事業者の積極的な取組に対する優遇施策等の実施 ・一般廃棄物会計基準の運用による事業効率の評価

2) 資源循環のための取組の推進

項目	施策
分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・分別区分、収集方法の周知徹底 ・分別排出や収集作業の体験学習の開催 ・新たな分別区分・分別方法の検討・実施
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル制度の促進 ・再資源化推進事業（集団回収）の推進 ・容器包装類のリサイクル ・新たな資源化方法の情報収集 ・民間による資源化の推進 ・焼却灰のセメント原料化の推進 ・古紙の民間再生事業者への直接搬入 ・ごみ発電によるサーマルリサイクルの推進 ・しものせき事業系一般廃棄物ごみ出しガイドの配布 ・事業用大規模建築物の所有者等への訪問調査

3) 循環型社会に対応した適正なごみ処理の推進

項目	施策
収集運搬体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋制によるステーション収集と粗大ごみ等の戸別収集の実施 ・ごみステーションの適正管理 ・効率的で環境に配慮した収集システムの調査・検討・実施 ・ごみ処理体制に対応した収集運搬業の許可区域の設定 ・ごみ出し困難者に対応した支援事業の実施
中間処理施設の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な運転管理による効率的な運営・管理 ・搬入物の監視と搬入者への指導の強化 ・循環型社会の構築に対応した処理技術の情報収集 ・廃棄物処理施設の長寿命化に係る施策の実施
最終処分場の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・吉母管理場での分別による資源化と減容化の実施 ・吉母管理場の延命化のための整備検討
適正処理推進のための許可制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出量等及び循環型社会により適合する許可制度の運用 ・不適正処理等に対する指導体制の強化
不法投棄等の防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄多発地域の監視の強化 ・不法投棄パトロール専従班の設置 ・不法投棄ホットラインの設置 ・不法投棄監視カメラの設置 ・夜間等不法投棄パトロール ・ポイ捨て等防止啓発活動の継続的な実施と徹底
漂着ごみに対する対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・漂着ごみの処理に係る補助金制度の拡充等についての国や県に対する働きかけ ・市民等の協力による漂着ごみの適正処理

5. 一般廃棄物処理業の許可に関する事項

1) ごみ

新規の許可はしない。ただし、ごみの処分については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）に規定する食品循環資源を再生利用する場合には、同法第11条第1項の登録または同法第19条第1項の認定を受けることを条件として、当該食品循環資源に係る一般廃棄物処分業を許可する。

収集運搬業の営業区域については、奥山工場処理区（旧下関・菊川・豊田）とクリーンセンター響処理区（豊浦・豊北）の2地区とする。

2) 浄化槽汚泥

新規の許可はしない。これに伴い、浄化槽清掃業についても新規の許可はしない。

なお、営業の区域は、平成17年2月12日における下関市、菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町の区域を単位とする。

3) し尿

新規の許可はしない。

なお、営業の区域は、平成17年2月12日における菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町の区域を単位とする。

6. 広域処理に関する事項

1) 市外で処理する一般廃棄物

本市で収集した一般廃棄物を市外で処理する場合は、関係市町村と協議・調整を行うものとする。

市外で処理する一般廃棄物見込み量 17,009 t

※うち奥山工場の180t 炉の基幹的設備改良工事による可燃ごみの外部搬出量 7,866 t

2) 市内で処理する他の市町村等の一般廃棄物

他の市町村等が収集した一般廃棄物を本市で処理する場合は、協議・調整を行うものとする。

搬入予定団体数 11 団体

処理予定量 1,329 t

公海上で発生した船内廃棄物（クルーズ客船に限る）予定寄港数 19 回

処理予定量 0 t

3) 災害等廃棄物

ア 「環境行政広域連携協定」を締結している市において、大規模災害等が発生し、災害廃棄物処理の依頼があった場合は、協定に基づき適正に処理する。

イ 「環境行政広域連携協定」を締結していない市町において、大規模災害等が発生し、災害廃棄物処理の依頼があった場合は、山口県を經由して相互協力体制を構築する。